

## 106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	<p>指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</li> <li>運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</li> </ul>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>法第73条第1項 平24条例95第99条 〈平11厚令37第92条〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概況説明</li> <li>定款、寄付行為等</li> <li>運営規程</li> <li>パンフレット等</li> </ul>
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>指定通所介護事業者が指定通所介護事業所ごとに置くべき通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p>		<p>法第74条第1項 平24条例95第100条第1項 〈平11厚令37第93条第1項〉</p>	
(1) 生活相談員 ※共生型通所介護を除く。	<p>指定通所介護の提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p><u>提供時間数</u>：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）</p> <p><u>提供時間数</u>に応じて専ら提供に当たる従業者を確保 ：当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（「勤務延時間数」）を、提供時間で除して得た数が、基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保すること。</p> <p><u>専ら提供に当たる</u> ：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p> <p>生活相談員については、通所介護の単位の数にかかわらず、通所介護事業所における提供時間数に応じた配置が必要となる。</p> <p>（例1）提供時間数6時間で1単位の場合、6時間の勤務時間数を1名分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要</p> <p>（例2）午前9時から午後2時、午後1時から午後6時の2単位の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時となり、提供時間数は9時間となることから、従業者の員数にかかわらず9時間の勤務延時間数分の配置が必要</p> <p>なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」</li> <li>「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」</li> <li>「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものであること。</li> </ol>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第100条第1項第1号 〈平11厚令37第93条第1項第1号〉</p> <p>平11老企25第3の六の1 (1)の④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者に関する名簿</li> <li>職員勤務表</li> <li>通所介護記録</li> <li>職員履歴書</li> <li>出勤簿</li> </ul>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。</p> <p><b>社会福祉主事</b>：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</li> <li>② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。</li> <li>③ 社会福祉士、精神保健福祉士</li> </ol> <p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務したことがあるなど入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。</p>	適・否		
<p>(2) 看護職員 ※共生型通所介護を除く。</p>	<p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p><b>看護職員</b>：看護師又は准看護師</p> <p>看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図っているか。</p> <p>病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。</p> <p>「密接かつ適切な連携」：指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第100条第1項第2号 〈平11厚令37第93条第1項第2号〉</p> <p>平11老企25第3の六の1(1)の⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に関する名簿</li> <li>・職員勤務表</li> <li>・職員履歴書</li> <li>・通所介護記録</li> <li>・出勤簿</li> </ul>
<p>(3) 介護職員 ※共生型通所介護を除く。</p>	<p>指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を越える場合にあっては、15人を越える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p><b>提供時間数</b>：当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）</p> <p><b>利用者の数</b>：単位ごとの指定通所介護についての利用者の数。実人数。</p> <p><b>利用者</b>：指定通所介護事業者が、第一号通所事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者</p> <p>・ 指定通所介護の単位ごとに、常時1人以上当該指定通所介護に従事させているか。 (確保すべき介護職員の勤務時間数) 通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位毎）</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第100条第1項第3号 平25道規則27第30条第1項 〈平11厚令37第93条第1項第3号〉</p> <p>平24条例95第100条第3項 〈平11厚令37第93条第3項〉 平25道規則27第30条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に関する名簿</li> <li>・職員勤務表</li> <li>・職員履歴書</li> <li>・通所介護記録</li> <li>・出勤簿</li> <li>・利用者数がわかる書類</li> <li>・資格証（写）</li> </ul>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等																																																																																										
(3) 介護職員	<p>・ 指定通所介護の単位ごとに、常時1人以上当該指定通所介護に従事させているか。 (確保すべき介護職員の勤務時間数) 通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例(単位毎) 勤務時間数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">平均提供時間数</th> </tr> <tr> <th>3時間</th> <th>4時間</th> <th>5時間</th> <th>6時間</th> <th>7時間</th> <th>8時間</th> <th>9時間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">利用者数</td> <td>5人</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10人</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15人</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>3.6</td> <td>4.8</td> <td>6.0</td> <td>7.2</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> <td>10.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>4.2</td> <td>5.6</td> <td>7.0</td> <td>8.4</td> <td>9.8</td> <td>11.2</td> <td>12.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18人</td> <td>4.8</td> <td>6.4</td> <td>8.0</td> <td>9.6</td> <td>11.2</td> <td>12.8</td> <td>14.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19人</td> <td>5.4</td> <td>7.2</td> <td>9.0</td> <td>10.8</td> <td>12.6</td> <td>14.4</td> <td>16.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20人</td> <td>6.0</td> <td>8.0</td> <td>10.0</td> <td>12.0</td> <td>14.0</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※計算式 ・ 15人まで 確保すべき勤務延時間数＝ 平均提供時間数  ・ 16人以上 確保すべき勤務延時間数＝ 【(利用者数－15)÷5＋1】 ×平均提供時間数</p>		平均提供時間数								3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間		利用者数	5人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0		10人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0		15人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0		16人	3.6	4.8	6.0	7.2	8.4	9.6	10.8		17人	4.2	5.6	7.0	8.4	9.8	11.2	12.6		18人	4.8	6.4	8.0	9.6	11.2	12.8	14.4		19人	5.4	7.2	9.0	10.8	12.6	14.4	16.2		20人	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0		適・否	平24条例95第100条第3項 (平11厚令37第93条第3項) 平25道規則27第30条第5項	
	平均提供時間数																																																																																													
	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間																																																																																							
利用者数	5人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0																																																																																						
	10人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0																																																																																						
	15人	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0																																																																																						
	16人	3.6	4.8	6.0	7.2	8.4	9.6	10.8																																																																																						
	17人	4.2	5.6	7.0	8.4	9.8	11.2	12.6																																																																																						
	18人	4.8	6.4	8.0	9.6	11.2	12.8	14.4																																																																																						
	19人	5.4	7.2	9.0	10.8	12.6	14.4	16.2																																																																																						
	20人	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0																																																																																						
	(4) 機能訓練指導員 ※共生型通所介護を除く。	<p>1以上になっているか。 なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>・ この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者であるか。 (ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</p>	適・否  適・否	平24条例95第100条第1項第4号 (平11厚令37第93条第1項第4号) 平24条例95第100条第2項 (平11厚令37第93条第6項) 平25道規則27第30条第7項 平11老企25第3の六の1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に関する名簿</li> <li>・ 職員勤務表</li> <li>・ 職員履歴書</li> <li>・ 通所介護記録</li> <li>・ 出勤簿</li> <li>・ 利用者数がわかる書類</li> <li>・ 資格証(写)</li> </ul>																																																																																									
	(5) 常勤職員 ※共生型通所介護を除く。	<p>生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>常勤：当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)に達していること。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>【一体的運営事業所の人員基準】 指定通所介護事業者が、第一号通所事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号通所事業の人員基準を満たすことによつて条例第100条第1項及び第2項並びに道規則第30条第1項から第7項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	適・否	平24条例95第100条第3項 (平11厚令37第93条第7項) 平25道規則27第30条第4項 平11老企25第二の2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者に関する名簿</li> </ul>																																																																																									
			平25道規則27第30条第8項 (平11厚令37第93条第8項)																																																																																											

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
3 管理者	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  (ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。  (ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p>	適・否	平24条例95第101条 <平11厚令37第94条>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員勤務表</li> <li>通所介護記録簿</li> <li>出勤簿</li> </ul>
4 共生型通所介護の従業者の員数	<p>【共生型通所介護の従業者の員数】  指定生活介護事業所、指定自立支援（機能訓練）事業所、指定自立支援（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所（以下、「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を合せて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することとなっているが、その算出にあたっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。</p>	適・否	平24条例95第114条 <平11厚令37第105条の2第1項、第2項> 平25道規則27第34条第1項、第2項 平11老企25第3の六の4(1)①	
第3 設備に関する基準 ※共生型通所介護を除く。	<p>指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>{設備については全て現場確認}</p> <p>・食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>法第74条第2項  平24条例95第102条第1項  &lt;平11厚令37第95条第1項&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図</li> <li>設備、備品台帳</li> <li>届出・変更届</li> </ul>
(1) 食堂及び機能訓練室 ※共生型通所介護を除く。	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。</p> <p>(ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。)</p> <p>・食堂と機能訓練室の合計面積：3㎡×利用定員以上</p>	適・否	平24条例95第102条第2項第1号 <平11厚令37第95条第2項第1号> 平25道規則27第31条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図</li> <li>運営規定</li> </ul>
(2) 相談室 ※共生型通所介護を除く。	<p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</p>	適・否	平24条例95第102条第2項第2号 <平11厚令37第95条第2項第2号>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図</li> </ul>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(3) 設備の専用 ※共生型通所介護を除く。	上記に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。	適・否	平24条例95第102条第3項 〈平11厚令37第95条第3項〉	
	【一体的運営事業所の設備基準】 指定通所介護事業者が、第一号通所事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、市町村の定める当該第一号通所事業の設備等基準を満たすことによって条例第102条第1項から第3項まで並びに道規則第31条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			平25道規則27第31条第3項 〈平11厚令37第95条第5項〉
(4) 宿泊サービスの届出	利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合で、指定通所介護の事業の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供するときは、当該指定通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に知事に届け出ているか。  平成27年4月1日前に当該サービスを開始しているときは、当該知事への届出は、同年9月30日までに行われているか。	適・否 該当なし	平24条例95第102条第4項 〈平11厚令37第95条第4項〉 平27道規則第19号附則第4項	・届出書 ・運営規程
	指定通所介護事業者は、届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に知事に届け出るよう努めているか。 また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の1月前までに知事に届け出るよう努めているか。	適・否 該当なし	平11老企25第3の六の2(5)	
(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。	適・否	平24条例95第102条第1項 〈平11厚令37第95条第1項〉	
(6) 設備の共用	指定通所介護事業所が、指定居宅サービス事業所等を併設している場合、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。指定通所介護事業所の機能訓練室等と、併設関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースを共用する場合は、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。 イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所の設備基準を満たすこと。  また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。	適・否	平11老企25第3の六の2(4)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
※共生型通所介護事業所のみ 設備基準の特例	共生型通所介護を行う関係障害サービス事業所として満たすべき設備基準を満たしているか。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮しているか。  関係障害サービス事業所：指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）  なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、パーテーション等の仕切りは、不要であること。	適・否	平11老企25第3の六の4(2)	
※共生型通所介護事業所のみ 技術的支援	共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	適・否	平24条例95第114条第1項 平25道規則27第34条第2号 〈平11厚令37第105条の2第2号〉 平11老企25第3の六の4(3) 平11老企25第3の六の4(6)	
※共生型通所介護事業所のみ その他留意事項	多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立、自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障がい者及び障がい児に同じ場所で同時に提供しているか。 ※このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障がい者及び障がい児に分けて提供する場合は、共生型サービスとしては認められない。	適・否		
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  ----- (2) 文書はわかりやすいものとなっているか。  ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。  重要事項： ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥ その他	適・否  適・否  適・否	法第74条第2項 平24条例95第113条準用（第9条） 〈平11厚令37第105条準用（第8条）〉  準用（平11老企25第3の一の3(1)）	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
2 提供拒否の禁止	<p>指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>(正当な理由とは)</p> <p>① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。</p>	適・否	平24条例95第113条準用(第10条) 〈平11厚令37第105条準用(第9条)〉 準用(平11老企25第3の1の3(2))	・ 利用申込受付簿 ・ 要介護度の分布がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>	適・否	平24条例95第113条準用(第11条) 〈平11厚令37第105条準用(第10条)〉	・ サービス提供依頼書
4 受給資格等の確認	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	平24条例95第113条準用(第12条第1項) 〈平11厚令37第105条準用(第11条第1項)〉	・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。	適・否	平24条例95第113条準用(第12条第2項) 平11厚令37第105条準用(第11条第2項) 法第73条第2項	
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第113条準用(第13条第1項) 〈平11厚令37第105条準用(第12条第1項)〉	・ 利用者に関する記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 居宅介護支援経過 ・ サービス担当者会議の要点
	<p>・ 必要な援助とは</p> <p>① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。</p> <p>(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>			
6 心身の状況等の把握	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・ 利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。</p>	適・否	平24条例95第113条準用(第14条) 〈平11厚令37第105条準用(第13条)〉	



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  ・ 介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第15条第1項） 〈平11厚令37第105条準用（第14条第1項）〉	・ 情報提供に関する記録 ・ 指導に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  ・ 介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第15条第2項） 〈平11厚令37第105条準用（第14条第2項）〉	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。  「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	適・否	平24条例95第113条準用（第16条） 〈平11厚令37第105条準用（第15条）〉	・ 利用者の届出書 ・ 居宅サービス計画書 (1)(2)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護の提供を行っているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第17条） 〈平11厚令37第105条準用（第16条）〉	・ 居宅サービス計画書 (1)(2) ・ 週間サービス計画表 ・ 通所介護計画書 ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。  ・ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第18条） 〈平11厚令37第105条準用（第17条）〉	・ サービス計画表 ・ サービス提供票 (変更の有無の確認) ・ 業務マニュアル
		適・否		
11 サービスの提供の記録	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第20条第1項） 〈平11厚令37第105条準用（第19条第1項）〉	・ サービス提供票、別表 ・ 居宅サービス計画書 ・ 業務日誌 ・ 運行、送迎に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第20条第2項） 〈平11厚令37第105条準用（第19条第2項）〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
12 利用料等の受領	<p>(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで)</li> <li>1割又は2割相当の支払を受けているか。(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで)</li> <li>1割、2割又は3割相当の支払いを受けているか。(平成30年8月1日以降)</li> </ul> <p>(2) 指定通所介護事業者は、法定指定受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10割相当額の支払いを受けているか。</li> </ul> <p>(3) 指定通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</li> <li>食事の提供に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>③の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚労省告示第419号)の定めるところによる。</li> </ul> </li> <li>おむつ代</li> <li>①～④に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。</li> </ul> </li> </ol> <p>(⑤その他の日常生活費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> <li>利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> </ul> <p>(4) 指定通所介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>適・否 該当なし</p> <p>適・否 該当なし</p> <p>適・否 該当なし</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第103条第1項 〈平11厚令37第96条第1項〉</p> <p>平11老企25第3六3(1)① (準用同一の3(10)①) 法第49条の2第2項</p> <p>平24条例95第103条第2項 〈平11厚令37第96条第2項〉</p> <p>平24条例95第103条第3項 〈平11厚令37第96条第3項〉 平25道規則27第32条第1項 平11老企25第3の六の3(1)</p> <p>平12老企54</p> <p>平24条例95第103条第4項 〈平11厚令37第96条第5項〉 法第41条第8項</p>	<p>・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用の確認)</p> <p>・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用の確認)</p> <p>・サービス提供票、別表 ・車両運行日誌 ・運営規程(実施地域の確認) ・重要事項説明書</p> <p>・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・領収証控</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(6) 指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか。  ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用  ② 食事の提供に要した費用  ③ その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>	適・否	施行規則第65条	
13 保険給付の請求のための証明書の交付	指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第22条） 〈平11厚令37第105条準用（第21条）〉	・サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
14 指定通所介護の基本取扱方針	(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	適・否	平24条例95第104条第1項 〈平11厚令37第97条第1項〉	・通所介護計画書
	(2) 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	平24条例95第104条第2項 〈平11厚令37第97条第2項〉 法第73条第1項	・通所介護計画書 ・評価を実施した記録
15 指定通所介護の具体的取扱方針	(1) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第105条第1号 〈平11厚令37第98条第1号〉	・通所介護計画書 ・使用しているパンフレット等 ・研修参加状況等がわかる書類
	(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	平24条例95第105条第2号 〈平11厚令37第98条第2号〉	・研修受講終了証明書 ・利用者に関する記録
	(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適・否	平24条例95第105条第3号 〈平11厚令37第98条第3号〉	・相談・助言を記録した書類等
	(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。	適・否	平24条例95第105条第4号 〈平11厚令37第98条第4号〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(15) 指定通所介護の具体的取扱方針	【共生型通所介護の留意事項】 共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。そのため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供すること（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合等）は、共生型サービスとしては認められない。	適・否	平11老企25第3の六の4(6)	
16 通所介護計画の作成	(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。 ・ 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者（当該事業所の介護支援専門員が望ましい）がとりまとめを行っているか。 ・ 計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。	適・否  適・否  適・否	平24条例95第106条第1項 〈平11厚令37第99条第1項〉	・ 通所介護計画書 ・ 計画作成の打ち合せに関する記録 ・ 居宅サービス計画書 ・ 利用者に関する記録
	(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否 適・否	平24条例95第106条第2項 〈平11厚令37第99条第2項〉 平11老企25第3の六の3(3)の③	
	(3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。  また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否  適・否	平24条例95第106条第3項 〈平11厚令37第99条第3項〉  平11老企25第3の六の3(3)の⑤	
(16) 通所介護計画の作成	(4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	平24条例95第106条第4項 〈平11厚令37第99条第4項〉	・ 通所介護計画の提供記録
	(5) 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	適・否	平24条例95第106条第5項 〈平11厚令37第99条第5項〉	
	(6) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。		平11老企25第3の六の3(3)の⑥（同一の3(13)の⑥準用）	
17 利用者に関する市町村への通知	指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否 該当なし	平24条例95第113条準用（第27条） 〈平11厚令37第105条準用（第26条）〉	・ 市町村に送付した通知に係る記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
18 緊急時等の対応	<p>通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第113条準用(第28条)          〈平11厚令37第105条準用(第27条)〉</p>	<p>・運営規程          ・連絡体制に関する書類</p>
19 管理者の責務	<p>(1) 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第113条準用(第56条第1項)          〈平11厚令37第105条準用(第52条第1項)〉</p> <p>平24条例95第113条準用(第56条第2項)          〈平11厚令37第105条準用(第52条第2項)〉</p>	<p>・組織規程等          ・業務日誌等</p>
20 運営規程	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針          ② 従業者の職種、員数及び職務の内容          ③ 営業日及び営業時間          ④ 指定通所介護の利用定員          ⑤ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額          ⑥ 通常の事業の実施地域          ⑦ サービス利用に当たっての留意事項          ⑧ 緊急時等における対応方法          ⑨ 非常災害対策          ⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>・①～⑩の内容は適正か。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第107条          〈平11厚令37第100条)〉</p>	<p>・運営規程</p>
21 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。          (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない(調理、洗濯等))。</p> <p>・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。(調理、洗濯、清掃、その他)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第108条第1項          〈平11厚令37第101条第1項)〉</p> <p>平11老企25第3の六の3(5)の①</p> <p>平24条例95第108条第2項          〈平11厚令37第101条第2項)〉</p>	<p>・就業規則          ・運営規程          ・雇用契約書          ・勤務表          ・業務委託契約書          ・勤務時間が確認できる書類          ・賃金台帳</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(21 勤務体制の確保等)	(4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ・ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適・否	平24条例95第108条第3項 〈平11厚令37第101条第3項〉	・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画・出張命令 ・ 研修会資料
22 定員の遵守	指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)  【共生型通所介護の場合】 共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の上限をいうものである。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。 例) 利用定員 20 人の場合、日によって要介護者 10 人・障害者 10 人でも、要介護者 5 人・障害者 15 人でも可。	適・否	平24条例95第109条 〈平11厚令37第102条〉  平11老企25第3の六の4(4)	・ 利用者名簿 ・ 運営規程
23 非常災害対策	(1) 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (2) 指定通所介護事業者は、非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、「地域の特性等」を考慮して、地震・津波・風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしているか。 ・ 「地域の特性等」には、事業所の所在地域（沿岸地域か、山間地域など）、土砂災害等の危険の有無など、立地環境を考慮。 ※ (1)、(2) 別紙により詳細確認  なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	適・否  適・否	平24条例95第110条第1項 〈平11厚令37第103条〉 平24条例95第110条第2項 平25施運第1189号 平11老企25第3の六の3(6)	・ 消防計画（消防計画に準ずる計画） ・ 訓練記録
24 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。 (2) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 (3) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めることともに、密接な連携を保っているか。 (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否  適・否  適・否  適・否	平24条例95第111条第1項 〈平11厚令37第104条第1項〉 平24条例95第111条第2項 〈平11厚令37第104条第2項〉 平11老企25第3の六の3(7)の① 平11老企25第3の六の3(7)の③	・ 受水槽の清掃記録 ・ 衛生マニュアル等 ・ 食中毒防止等の研修記録簿 ・ 保健所の指導等に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
25 事故発生時の対応	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関し事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第111条の2第1項 〈平11厚令37第104条の2第1項〉	・事故対応マニュアル ・事故記録
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者の死亡事故その他重大な事故が発生した場合は、速やかに道に報告をしているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待（不適切処遇（疑）含む）、失踪・行方不明（捜索願を出したもの）、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	適・否	平24条例95第111条の2第2項 平25施運第1189号	
	(3) 指定通所介護事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	平24条例95第111条の2第3項 〈平11厚令37第104条の2第2項〉	
	(4) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※ 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	適・否	平24条例95第111条の2第4項 〈平11厚令37第104条の2第3項〉 平11老企25第3の六の3(8)の②	
	(5) 指定通所介護事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	平11老企25第3の六の3(8)の③	
	(6) 指定通所介護事業者は、指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)～(3)に準じた措置を講じているか。  また、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、次の対応に留意しているか。 ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。 ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	適・否  適・否	平24条例95第111条の2第5項 〈平11厚令37第104条の2第4項〉 平11老企25第3の六の3(8)	
26 掲示	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	平24条例95第113条準用（第34条） 〈平11厚令37第105条準用（第32条）〉	・掲示物
	・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・ 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。	適・否		

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
27 秘密保持等	(1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第35条1項) 〈平11厚令37第105条準用(第33条第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業時の取り決め等の記録</li> <li>・利用者の同意書</li> <li>・実際に使用された文書等(会議資料等)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか)。</li> </ul>	適・否	平24条例95第113条準用 (第35条第2項) 〈平11厚令37第105条準用(第33条第2項)〉	
	(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第35条第3項) 〈平11厚令37第105条準用(第33条第3項)〉	
28 広告	(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第36条) 〈平11厚令37第105条準用(第34条)〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等</li> <li>・ポスター等</li> <li>・広告</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。</li> <li>・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</li> </ul>	適・否		
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第37条) 〈平11厚令37第105条	
30 苦情処理	指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第38条第1項) 〈平11厚令37第105条準用(第36条第1項)〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・掲示物</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・指導等に関する記録</li> </ul>
	(1) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第38条第2項) 〈平11厚令37第105条準用(第36条第2項)〉	
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(23)の①)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</li> </ul>	適・否	平24条例95第113条準用 (第38条第3項) 〈平11厚令37第105条準用(第36条第3項)〉	
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(23)の②)	
(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第38条第4項) 〈平11厚令37第105条準用(第36条第4項)〉		
(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否 該当なし			
また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				
(5) 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適・否 該当なし			



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
30 苦情処理	(6) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	平24条例95第113条準用 (第38条第5項) 〈平11厚令37第105条準用(第36条第5項)〉	
	(7) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第113条準用 (第38条第6項) 〈平11厚令37第105条準用(第36条第6項)〉	
31 地域との連携	指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第39条) 〈平11厚令37第105条準用(第36条の2)〉	・苦情に関する記録
32 会計の区分	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	平24条例95第113条準用 (第41条) 〈平11厚令37第105条準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
33 記録の整備	(1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	平24条例95第112条第1項 〈平11厚令37第104条の2第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に関する名簿</li> <li>・設備・備品台帳</li> <li>・会計関係書類</li> <li>・各種保存書類</li> <li>・通所介護計画書</li> <li>・サービス提供証明書</li> <li>・市町村への通知に係る記録</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・事故記録</li> </ul>
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。  ① 通所介護計画 ② 条例第20条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第111条の2第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (条例第27条に規定する市町村へ通知する場合： 利用者が必要な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)	適・否	平24条例95第112条第2項 〈平11厚令37第104条の3第2項〉	

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

■別紙(非常災害対策)

確認項目	確認事項		根拠法令	関係書類																																																		
1 消防計画	消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。 届出年月日( 年 月 日)	適・否	消防法施行規則第3条	・消防計画策定届出書 ・消防計画																																																		
2 消防設備等	<p>消防法に基づく必要な消防用設備等が設置され、これらの設備について専門業者により定期的な点検は行われているか。 【消防設備等の設置の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>設置義務</th> <th>設 置</th> <th>法定点検結果等</th> <th>未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏電火災警報器</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常通報装置</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常警報器具 又は非常警報装置</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難器具</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導灯及び誘導標識</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>良・不良・未実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ また、点検の結果を消防署長へ報告し、修理・修繕等が必要な場合は改善されているか。</p>	設 備	設置義務	設 置	法定点検結果等	未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況	消火器具	有・無	有・無	良・不良・未実施		屋内消火栓設備	有・無	有・無	良・不良・未実施		スプリンクラー設備	有・無	有・無	良・不良・未実施		自動火災報知器	有・無	有・無	良・不良・未実施		漏電火災警報器	有・無	有・無	良・不良・未実施		非常通報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施		非常警報器具 又は非常警報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施		避難器具	有・無	有・無	良・不良・未実施		誘導灯及び誘導標識	有・無	有・無	良・不良・未実施		適・否	平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 12 老企 25 号、44 号、45 号 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 平成 30 老老 0322 第 1 号	・消防用設備等検査証等 ・消防用設備等に点検結果報告書
設 備	設置義務	設 置	法定点検結果等	未設置設備の整備状況、点検不良箇所の改善状況																																																		
消火器具	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
屋内消火栓設備	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
スプリンクラー設備	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
自動火災報知器	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
漏電火災警報器	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
非常通報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
非常警報器具 又は非常警報装置	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
避難器具	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
誘導灯及び誘導標識	有・無	有・無	良・不良・未実施																																																			
3 非常口の確保	非常口、避難器具等の付近に障害物を置いていないか。	適・否	道通知 5.1.25 社老 1874																																																			
4 地域住民等との協力	緊急時における近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 (1) 協力体制の内容 ( ) (2) うち自然災害に係る協力体制の内容 ( )	適・否	H21.8.13 施運 371 号																																																			
5 防火管理者	防火管理者は、当該施設の管理的立場にある職員が任命され、届出が行われているか。 (1) 防火管理者(職・氏名 ) (2) 届出年月日( 年 月 日)	適・否	消防法第 8 条 消防法施行規則第 4 条	・防火管理者選任届出書 (控)																																																		
6 消防署立入検査	消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査年月日</th> <th>指摘事項</th> <th>改善内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査年月日	指摘事項	改善内容							適・否	道通知 5.3.31 社老 2433	・立入検査結果通知書 ・改善についての回答書																																									
検査年月日	指摘事項	改善内容																																																				

7 計画の策定状況	非常災害対策計画の策定状況 ・地域特性を考慮した計画を策定しているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">具体的な計画の策定状況</th> <th colspan="2">施設等が所在する立地条件</th> </tr> <tr> <th></th> <th>災害種別</th> <th>対応の有無</th> <th>立地条件</th> <th>該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全ての施設等で策定が必要</td> <td>火災</td> <td>有 無</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">施設等の地理的条件により策定が必要</td> <td rowspan="3">風水害</td> <td>有 無</td> <td>洪水浸水想定区域(水防法)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>有 無</td> <td>雨水出水浸水想定区域(水防法)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>有 無</td> <td>高潮浸水想定区域(水防法)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害</td> <td>有 無</td> <td>土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>有 無</td> <td>土砂災害危険箇所</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>有 無</td> <td>山地災害危険地区</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>津波災害</td> <td>有 無</td> <td>津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>火山災害</td> <td>有 無</td> <td>火山災害警戒地域(活動火山対策特別措置法)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td>有 無</td> <td>その他( )</td> <td>有 無</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件			災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無	全ての施設等で策定が必要	火災	有 無			地震	有 無	施設等の地理的条件により策定が必要	風水害	有 無	洪水浸水想定区域(水防法)	有 無	有 無	雨水出水浸水想定区域(水防法)	有 無	有 無	高潮浸水想定区域(水防法)	有 無	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	有 無	有 無	土砂災害危険箇所	有 無	有 無	山地災害危険地区	有 無	津波災害	有 無	津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)	有 無	火山災害	有 無	火山災害警戒地域(活動火山対策特別措置法)	有 無	その他 ( )	有 無	その他( )	有 無	適・否	平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 12 老企 25 号、44 号、45 号 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 平成 30 老老 0322 第 1 号	・消防計画 ・防災計画等 ・防火管理規定 ・マニュアル等
	具体的な計画の策定状況			施設等が所在する立地条件																																																			
	災害種別	対応の有無	立地条件	該当の有無																																																			
全ての施設等で策定が必要	火災	有 無																																																					
	地震	有 無																																																					
施設等の地理的条件により策定が必要	風水害	有 無	洪水浸水想定区域(水防法)	有 無																																																			
		有 無	雨水出水浸水想定区域(水防法)	有 無																																																			
		有 無	高潮浸水想定区域(水防法)	有 無																																																			
	土砂災害	有 無	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)	有 無																																																			
		有 無	土砂災害危険箇所	有 無																																																			
		有 無	山地災害危険地区	有 無																																																			
津波災害	有 無	津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法)	有 無																																																				
火山災害	有 無	火山災害警戒地域(活動火山対策特別措置法)	有 無																																																				
その他 ( )	有 無	その他( )	有 無																																																				
【参考】	非常災害対策計画策定に盛り込む具体的な項目(例)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>具体的な項目</th> <th>内 容</th> <th>有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">立地条件</td> <td>①施設等の立地条件</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②周辺地区の過去の災害発生状況</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③災害の発生予測</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">構造・設備</td> <td>①建物の構造確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②施設等の設備の確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>情報の入手方法</td> <td>①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">災害時の連絡先及び通信手段の確認</td> <td>①災害時の職員間の連絡体制</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防、医療機関、家族等)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">避難を開始する時期、判断基準</td> <td>①避難開始時期の判断基準</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6</td> <td rowspan="4">避難場所</td> <td>①市町村指定避難場所の確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>②施設内の安全スペースの確認</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定</td> <td>有 無</td> </tr> <tr> <td>④送迎時等の避難場所の選定</td> <td>有 無</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な項目	内 容	有 無	1	立地条件	①施設等の立地条件	有 無	②周辺地区の過去の災害発生状況	有 無	③災害の発生予測	有 無	2	構造・設備	①建物の構造確認	有 無	②施設等の設備の確認	有 無	3	情報の入手方法	①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)	有 無	4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有 無	②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防、医療機関、家族等)	有 無	③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有 無	5	避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有 無	②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)	有 無	6	避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有 無	②施設内の安全スペースの確認	有 無	③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有 無	④送迎時等の避難場所の選定	有 無							
	具体的な項目	内 容	有 無																																																				
1	立地条件	①施設等の立地条件	有 無																																																				
		②周辺地区の過去の災害発生状況	有 無																																																				
		③災害の発生予測	有 無																																																				
2	構造・設備	①建物の構造確認	有 無																																																				
		②施設等の設備の確認	有 無																																																				
3	情報の入手方法	①情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)	有 無																																																				
4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	①災害時の職員間の連絡体制	有 無																																																				
		②緊急連絡先の体制整備(自治体、消防、医療機関、家族等)	有 無																																																				
		③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法	有 無																																																				
5	避難を開始する時期、判断基準	①避難開始時期の判断基準	有 無																																																				
		②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)	有 無																																																				
6	避難場所	①市町村指定避難場所の確認	有 無																																																				
		②施設内の安全スペースの確認	有 無																																																				
		③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定	有 無																																																				
		④送迎時等の避難場所の選定	有 無																																																				

	具体的な項目	検討内容		検討の有無																
	7 避難経路	①避難経路の複数選定	有	無																
		②送迎時等の避難経路の設定	有	無																
		③避難経路図等の作成	有	無																
		④所要時間	有	無																
	8 避難方法	①利用者ごとの避難方法(車いす、杖、ストレッチャー)	有	無																
		②冬期間の避難方法	有	無																
	9 災害時の人員体制 指揮系統	①避難に必要な職員数	有	無																
		②役割分担	有	無																
		③指揮系統の明確化(日中・夜間)	有	無																
		④職員の参集基準(日中・夜間)	有	無																
	10 停電・断水時の対応(※訪問・通所は必須でない)	①停電を想定した対策を検討していますか	有	無																
		②断水を想定した対策を検討していますか	有	無																
	11 関係機関との連携	①関係機関(市町村、警察、消防等)との連携体制の整備	有	無																
		②地元自治会との連携体制の整備	有	無																
	12 避難・救出、その他必要な訓練	①定期的な避難・救出訓練の実施	有	無																
		②夜間又は夜間を想定した訓練の実施	有	無																
		③防災教育の実施	有	無																
	13 その他	①備蓄品リストの作成	有	無																
		②利用者情報の整理	有	無																
8 組織体制の整備	<p>自然災害発生時の避難体制(避難場所、避難経路等)、職員の役割分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者に周知徹底されているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難場所 ( )</td> <td>役割分担の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>避難経路 ( )</td> <td>動員計画の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>避難方法(用具)( )</td> <td>夜間の避難誘導体制</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>職員・利用者への周知方法 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	避難場所 ( )	役割分担の有無	有	無	避難経路 ( )	動員計画の有無	有	無	避難方法(用具)( )	夜間の避難誘導体制	有	無	職員・利用者への周知方法 ( )				適・否	平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 道通知 23.8.11 施運 682	・非常時連絡網
避難場所 ( )	役割分担の有無	有	無																	
避難経路 ( )	動員計画の有無	有	無																	
避難方法(用具)( )	夜間の避難誘導体制	有	無																	
職員・利用者への周知方法 ( )																				
9 緊急連絡体	<p>火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか</td> <td>(いる) (いない)</td> </tr> <tr> <td>② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか</td> <td>(いる) (いない)</td> </tr> <tr> <td>③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか</td> <td>(いる) (いない)</td> </tr> </table>	① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか	(いる) (いない)	② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか	(いる) (いない)	③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	(いる) (いない)	適・否	平 24 条例 95 号、98 号、99 号 (平 11 厚令 37 号、40 号、41 号) 平 12 老企 25 号、44 号、45 号 平 30 条例 8 (平 30 厚令 5 号) 平成 30 老老 0322 第 1 号 H5.1.25 社老 1874 号 H21.8.13 施運 371 号	・連絡体制表 ・防災に係る関係機関等との協定書等										
① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか	(いる) (いない)																			
② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか	(いる) (いない)																			
③ 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	(いる) (いない)																			
10 防災教育の実施	<p>職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。</p> <p>・具体例 ( )</p>	適・否	S55.1.16 社援 5 号 H7.5.8 地福 3058 号 道通知 23.8.11 施運 682	・職員研修記録等																

106 通所介護「自己点検一覧表」(基準)

11 避難訓練	消防計画に基づく避難計画及び消火訓練は、適切に行っているか。 [直近1年間の避難訓練の状況] ※実施年月日及び対応した災害等に○を記載								適・否	消防則第3条第10、11項 (避難訓練及び消火訓練は年2回以上) 平24条例95号、98号、99号 (平11厚令37号、40号、41号) 平12老企25号、44号、45号 平30条例8(平30厚令5号) 平成30老老0322第1号 道通知23.8.11施運682	・避難訓練結果記録																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1</th> <th rowspan="2">実施年月日</th> <th colspan="3">全ての施設等で計画策定が必要</th> <th colspan="4">施設等の地理的条件により計画策定が必要</th> <th rowspan="2">夜間・夜間 想定実施 の有無</th> <th rowspan="2">消防機関 協力の有 無</th> </tr> <tr> <th>火災</th> <th>地震</th> <th>風水害</th> <th>津波</th> <th>火山</th> <th>土砂</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1	実施年月日	全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要					夜間・夜間 想定実施 の有無	消防機関 協力の有 無	火災	地震	風水害	津波	火山	土砂	その他	1	年 月 日										2											3											4								
1	実施年月日			全ての施設等で計画策定が必要			施設等の地理的条件により計画策定が必要				夜間・夜間 想定実施 の有無			消防機関 協力の有 無																																																
		火災	地震	風水害	津波	火山	土砂	その他																																																						
1	年 月 日																																																													
2																																																														
3																																																														
4																																																														
・訓練未実施の場合、その理由 ( )																																																														